	数を四捨五入する。）を合算して得た数を 3 で除して得た数（小数点以下4位未満があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ β　β_1、β_2又はβ_3のいずれか大きい率（ただし、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.51 以上となる場合は 1.000 とする。） ［略］

［8～11　略］

第十九条の十五　削除

	数を四捨五入する。）を合算して得た数を 3 で除して得た数（小数点以下4位未満があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ β　β_1、β_2又はβ_3のいずれか大きい率（ただし、平成 26 年度から平成 28 年度の各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.50 以上となる場合は 1.000 とする。） ［同左］

［8～11　同上］

（「地域経済・雇用対策費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十五　法附則第六条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　法附則第六条第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二に定めるところによる。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した率を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 A × 0.20 ＋ B × 0.10 ＋ C × 0.20 ＋ D × 0.20 ＋ E × 0.10 ＋ F × 0.10 ＋ 0.10 A × 0.20、B × 0.10、C × 0.20、D × 0.20、E × 0.10 又は F × 0.10 に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成 27 年農